

醸造用甲州産地育成強化事業実施要領

1 趣旨

近年、甲州ワインが国内外で注目されるとともに、日本ワインの消費が伸びており、甲州種を中心とした醸造用ぶどうの需要は高まっている。一方、醸造用ぶどうの生産量は、担い手の高齢化などにより減少傾向にある。醸造用ぶどうの生産量を安定的に確保するためには、生産者が安心して生産を維持できる体制を整えることが必要であるため、生産者とワイナリーの長期取引契約の締結を醸造用ぶどう安定取引推進会議（以下「推進会議」という。）が推進する。また、新植に伴う土壌改良、苗木、育成費（以下「新植経費」という。）や棚・垣根の設置・修繕の費用を支援し、醸造用甲州の生産を促す。

2 事業実施主体

この事業の実施主体は、農業団体、ワイン酒造組合等をもって構成される推進会議とする。

3 事業内容

推進会議は醸造用ぶどうの安定的な取引と生産拡大を図るため、以下のことについて、効率的に事業を実施するものとする。

（1）醸造用ぶどうの安定取引の推進

醸造用ぶどうの安定的取引を図るため、情報交換及び安定取引の推進方策について検討するとともに、生産者とワインメーカーとの長期契約取引の促進を図る。

ア 醸造用ぶどうの需給調査

イ 契約取引の内容の検討

ウ 生産者とワインメーカーとのマッチング

（2）醸造用甲州種を新植する生産者への支援

推進会議はその取組により、ワインメーカーとの長期取引契約を結び、醸造用甲州種を既存の棚・垣根を活用し新植する生産者、甲州種のほ場を新たに借受け棚・垣根を修繕し醸造用甲州種の栽培を開始する生産者、及び新たに棚・垣根を新設して新植する生産者に対し、次の支援を実施する。

ア 栽培開始に伴う経費の支援

イ 技術的指導および経営的指導

4 事業の推進体制

（1）推進会議は、その設置を別添様式1号により、県に報告するものとする。

（2）推進会議は、関係者等の連絡調整を行い、円滑な事業推進に努めるものとする。

（3）県は設置された推進会議に対し、別添様式2号により、予算の範囲内で事業実施の調整を行うものとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名

醸造用ぶどう安定取引推進会議設置報告書

このことについて、以下のとおり醸造用ぶどう安定取引推進会議を設置したので報告します。

推進会議名	
代表者氏名	
代表者住所	

1 事業の目的

2 事業計画

(1) 推進会議の構成

所属・職名	氏名	備考

(2) 推進会議・マッチングの開催計画

開催時期	開催場所	内容	備考

※押印省略して差し支えない

別添様式 2 号

番
年 月 日

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名 殿

山梨県知事 印

醸造用甲州産地育成強化事業費補助金について（通知）

年 月 日付けで安定取引推進会議の設置報告のあったこのことについて、本年度の補助金交付申請を行う場合は 年 月 日までに、醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱第 4 条により、申請してください。